



適格消費者団体認定記念シンポジウム

「適格消費者団体にもとめられるもの」

地域において消費者被害防止活動を推進するための、適格消費者団体の役割や必要性について一緒に考えてみませんか。

日時 2018年8月25日(土) 13:30~16:30

講師 特定適格消費者団体 NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会理事長
内閣府消費者委員会委員 国民生活センター客員講師

弁護士 池本 誠司 氏

場所 ピュアフル松山(勤労会館)5階白鷺の間
松山市宮田町132 089-945-6011

第1部 13:45~ 講演会
第2部 15:30~ パネルディスカッション
第3部 17:00~ レセプション 4階孔雀の間
(立食 会費4500円)



申込先 適格消費者団体 NPO法人 えひめ消費者ネット
理事長 野垣 康之 松山市朝生田町7丁目2-22
TEL 089-987-3101 FAX 089-987-3130
e-mail: ehime-shouhinnet@bh.wakwak.com

適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣が認定した消費者団体です。

適格消費者団体認定 NPO 法人 えひめ消費者ネット FAX：089-987-3130

NPO法人 えひめ消費者ネットの公開講座

8月25日開催 「適格消費者団体にもとめられるもの」 参加申込み 〆切 8月16日

参加される会に○をつけてください	氏名	電話又は携帯電話	メールアドレス	所属団体
講演会 レセプション				
講演会 レセプション				
講演会 レセプション				
講演会 レセプション				
講演会 レセプション				

※レセプションには池本先生もご出席くださいます。直接お話できる貴重な機会ですので是非ご出席ください。会費は当日会場で集金させていただきます。